



2022年5月13日

各位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社 代表者名 代表取締役社長 渡辺 昭彦 (コード番号8032 東証プライム) 問合せ先 執行役員管理本部本部長 藤井 賢一郎

TEL: 03-3534-8522

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 6 月 27 日開催予定の当社第 160 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の記載の変更

当社および子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)を変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面 交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に 限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新 設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次	欠のとおりであります。	
	現行定款	変更案
第2条 (目的 当会社は	1) こ、次の <u>業務</u> を営むことを目的とする。	第 2 条 (目 的) 当会社は、当会社または当会社が株式もしくは 分を所有する他の会社を通じ、次の各号に定め 事業を営むことを目的とする。
1. 紙、/	ペルプ、古紙の売買および輸出入	1. 新聞用紙、印刷・情報用紙、衛生用紙、機 紙およびその他の紙、段ボール用原紙、紙 用板紙およびその他の板紙ならびにその 一切の紙類の売買および輸出入 <u>に関する</u> 業
2. 包装标	材料の売買および輸出入	2. 包装材料の売買および輸出入に関する事業
<u>3</u> . 燃料类	質の売買および輸出入	3. 化成品、工業薬品、紙加工用機械<u>およびそ</u> 他機械、事務用機器、建材の売買および輸 入<u>に関する事業</u>
	品、工業薬品、紙加工用機械、事務用機器 D売買および輸出入	器、 <u>4</u> . 倉庫 <u>、第一種貨物利用運送、一般貨物自動</u> <u>運送</u> および <u>その他物流に関する</u> 事業
	号に関連する問屋業、仲立業 <u>、</u> 代理業 <u>、</u> および加工業 ○	製 <u>5. IT システムの開発、販売、運用および保守</u> その他情報関連サービスの提供ならびに情 機器等の売買に関する事業
<u>6</u> . 不動產	産の売買、貸借、管理および仲介	6. 製紙ならびに紙、板紙および関連商品の加 に関する事業
_	建築、電気、管工事、鋼構造物、機械 置に関する設計、工事および監理ならび <u>業務</u>	
8. 倉庫	<u>業</u> および <u>自動車運送取扱</u> 事業	8. <u>パルプ、古紙およびその他の原材料の売買</u> <u>よび輸出入に関する事業</u>
<u>9</u> . 発電	および電気の供給・売買	9. 燃料類の売買および輸出入 <u>に関する事業</u>
<u>10</u> . 前各 ⁻	号に付帯関連する一切の <u>業務</u>	10. 一般廃棄物および産業廃棄物の収集、運搬 よび処理ならびにリサイクルに関する事業
		<u>11</u> . 不動産の売買、貸借、管理および仲介 <u>に関</u> <u>る事業</u>
		12. 土木、建築、電気、管工事、鋼構造物、機 器具設置に関する設計、工事および監理 らびに請負 <u>に関する事業</u>
		<u>13</u> . 前各号に関連する問屋業、仲立業 <u>および</u> 代: 業

14. 前各号に付帯関連する一切の事業

現行定款	変更案
第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
(新 設)	第 14 条 (電子提供措置等) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新一設)	附 則 (電子提供措置等に関する経過措置) 変更前定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)2022 年 6 月 27 日定款変更の効力発生日(予定)2022 年 6 月 27 日

以上